

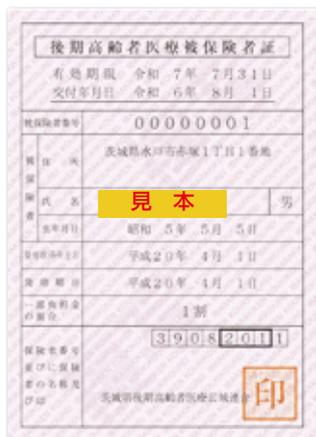
「後期高齢者医療被保険者証」が8月1日に更新されます

現在お持ちの保険証は、有効期限が令和6年7月31日までとなっていますので、**令和6年8月1日からお使いいただく新しい保険証を7月下旬までに送付します。**

対象者

- 75歳以上のすべての方(生活保護を受けている方は除かれます)
- 65歳以上75歳未満で、一定の障害があると認定されており、後期高齢者医療広域連合の認定を受けた方

送付する被保険者証の見本



- 8月1日以降は、新しい保険証を医療機関等へ提示してください。
- 新年度被保険者証の色は、「エンジ色」です。
- 医療機関等の窓口でご負担いただく自己負担割合は、住民税課税所得に応じて、「1割」、「2割」または「3割」となります。
- 後期高齢者医療保険料に納め忘れ等があると、有効期限が短い保険証になる場合があります。

65歳以上75歳未満の方で一定の障害がある方は、申請により後期高齢者医療制度へ加入することができます。加入を希望する方は、担当課までお問合せください。

【一定の障害とは】

- 国民年金法における障害年金1級または2級の受給者
- 身体障害者手帳1級～3級の該当者
- 身体障害者手帳4級の音声または言語機能障害、下肢障害の1号、3号または4号該当者
- 精神障害者保健福祉手帳1級、2級該当者
- 療育手帳AまたはA該当者

マイナ保険証について

令和6年12月2日から現行の保険証は発行されなくなります。マイナ保険証をお持ちでない方は、マイナンバーカードを健康保険証として利用するための登録をお願いします。

※詳しくは厚生労働省Webサイトでご確認いただけます。

マイナンバーカード 保険証利用

検索

【お問合せ】 市民課 保険年金グループ ☎63-1111 内線129

後期高齢者医療保険料について

保険料は、被保険者全員が負担する「均等割額」と被保険者ごとの所得に応じて負担する「所得割額」を合計して、個人単位で計算されます。所得が低い方(世帯)や後期高齢者医療制度に加入する前日に「会社などの健康保険の被扶養者」であった方は、基準に応じて保険料の均等割額や所得割額が軽減されます。

令和6・7年度の保険料率

※保険料率は、2年ごとに見直されます。

区 分		均等割額	所得割率
令和6年度	賦課のもととなる金額が58万円以下の方	47,500円	9.00%
	賦課のもととなる金額が58万円超の方		9.66%
令和7年度		47,500円	9.66%



個人ごとの保険料の決め方

1年間の保険料額
(100円未満切捨て)

=

均等割額
47,500円

+

所得割額
(賦課のもととなる金額)×所得割率

※賦課のもととなる金額＝総所得金額等－基礎控除額

※保険料額の賦課限度額(上限)は、令和6年度は73万円(令和6年度中に75歳になる方は80万円)、令和7年度は80万円です。

保険料の軽減について

○所得が低い方に対する軽減

世帯の所得水準に応じて、次のとおり均等割額が軽減されます。

世帯(被保険者と世帯主)の総所得金額等が次の場合	均等割額の軽減割合
①43万円+「10万円×(給与所得者等の数-1)」以下の世帯	7割
②43万円+「10万円×(給与所得者等の数-1)」+「29.5万円×世帯の被保険者数」以下の世帯	5割
③43万円+「10万円×(給与所得者等の数-1)」+「54.5万円×世帯の被保険者数」以下の世帯	2割

○会社などの健康保険の被扶養者であった方の保険料の軽減

後期高齢者医療制度に加入する前日に「会社などの健康保険の被扶養者」であった方は、加入後2年間に限り均等割額が5割軽減されます。また、所得割額の負担はありません。(国民健康保険、国民健康保険組合の加入者であった方は該当しません。)

「令和6年度後期高齢者医療保険料額決定通知書」を7月に送付します

後期高齢者医療制度では、公費が約5割、現役世代の負担分が約4割、被保険者の後期高齢者医療保険料が約1割を負担することにより、被保険者が受ける医療に係る給付等を行っています。健全な制度運営のため、期限内の保険料納付をお願いします。

※保険料の納付には、便利な口座振替をご利用ください。

【お問合せ】 市民課 保険年金グループ ☎63-1111 内線129